

# 尾道市立市民病院売店運営事業者選定プロポーザル実施要領

## 1 目的

本要領は、尾道市立市民病院（以下、「当院」という。）が、当院利用者のサービス向上と職員の福利厚生の充実等を図るため、売店を運営する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項について定める。

## 2 病院概要

### (1) 規模

病床数 263床  
延床面積 25, 325. 79 m<sup>2</sup>

### (2) 患者数

年間入院患者数 72, 664人（令和5年度実績）  
77, 133人（令和6年度実績）  
年間外来患者数 92, 582人（令和5年度実績）  
91, 272人（令和6年度実績）

### (3) 職員数（臨時職員、委託業者職員を含む）

約700人（令和7年4月1日現在）

### (4) 休診日

土・日・祝祭日・年末年始

### (5) 面会時間

通常病棟 平日 午後1時～午後7時  
土日祝 午後1時～午後5時

## 3 事業概要

事業内容及び物件概要は、下表のとおりとし、物件の詳細図面等は、添付資料「市民病院図面（配置図・平面図）（別添②）」を参照すること。

項目	内 容 及 び 概 要
事業内容	<p>ア 営業時間等</p> <p>平日 午前8時～午後6時 土日・祝祭日 午前9時～午後3時</p> <p>上記の時間を基本とし、できる限り長時間営業できるよう検討すること。また、年末年始等は、当院と協議のうえ休業及び営業時間を変更可能とする。</p> <p>イ 取扱商品</p> <p>飲食物（弁当・パン・おにぎり・飲料等）、新聞雑誌類、菓子、日用雑貨、肌着、おむつ、その他当院の要望</p>

	<p>に応じた医療材料等（別添③）。なお、アルコール類、たばこ等の病院にふさわしくない商品の販売を禁止する。</p> <p>ウ 販売価格 地域の小売店舗における標準的な価格を参考に、できるだけ安価に設定すること。</p> <p>エ 売上額等の把握 売上商品及び売上額について正確に把握し、毎年決算書類を当院に提出すること。</p> <p>オ その他 職員への各種割引制度に配慮すること。</p>
店舗位置	本館 1 階
面 積	<p>(1) 売店 78.9 m<sup>2</sup> (倉庫等を含む)</p> <p>(2) 飲食スペース (レストランホール) 69.9 m<sup>2</sup></p> <p>(3) 廉房 77.5 m<sup>2</sup> (厨房・倉庫・休憩室・トイレ等を含む)</p>
使用形態	運営事業者は、売店・飲食スペース（及び希望する場合は厨房）として使用する部分について、尾道市病院事業局行政財産使用規程（平成24年病院事業局管理規程第35号）に基づき、行政財産の使用許可を受けて使用するものとする。
使 用 料	<p>(1) 企画提案書で月額の使用料を提案すること。</p> <p>(2) 使用料は、候補者の選定に当たっての評価項目となる。</p> <p>(3) 使用料以外の費用負担は、別表1「費用区分」を参照のこと。</p>
各種設備	<p>(1) 店内に設置する運営に必要な設備等は、事業者が設置すること。ただし、当院の付属設備である厨房機器、自動給茶機、テレビ等は現有機を使用可能。空調機は当院の付属設備として売店に2台、飲食スペースに3台あり現有機を使用可能。また、現事業者が設置した空調機が売店に2台ある。</p> <p>事業者の提案による内装等の変更については、当院と協議のうえ当院が了解したものは実施可能だが、その際の工事費用等は事業者の負担とする。</p>

	<p>内線電話については当院が設置しているが、外線電話を設置する場合の通信費、工事費等は事業者の負担とする。</p> <p>(2) 事業者が設置した機器等については、設置した事業者による撤去を前提とするが、次の事業者が引き続き使用を希望する場合は、事業者の決定後に両者で協議すること。</p> <p>(3) 配管を必要とする設備は、準備された配管を活用して設置することを原則とする。</p> <p>(4) 従業員は職員用駐車場を利用可能とする。</p>
運営期間	<p>(1) 使用許可の期間は、許可日から 5 年間とする。ただし今後の病院建替計画等により現在の建物での運営が不可能となる場合は、当院と事業者で協議のうえ期間を短縮する。</p> <p>(2) 上記使用許可期間後も継続して運営することが最善と判断した場合には、事業者と協議し、引き続き運営できるものとする。</p> <p>(3) 現在の事業者の使用許可期間は、令和 8 年 7 月 31 日までだが、次の事業者による店舗の改裝等を行う場合、利用者への不便を考慮して延長する場合がある。</p> <p>(4) 使用許可期間が満了したとき、又は事業者の責めに帰する理由により使用許可を取り消したときは、事業者の負担により 2 週間以内に原状に回復させること。</p>
遵守事項	<p>(1) 売店は当院利用者及び職員のアメニティ向上の重要な要素であることを十分に認識し、当院の運営に貢献、協力すること。</p> <p>(2) 売店で販売する商品の種類及び価格については、あらかじめ当院と協議して決定すること。事業継続中に変更を行う際も同様に協議のうえ決定すること。</p> <p>(3) 衛生管理について、各種関係法令を遵守すること。</p> <p>(4) 運営にあたり、従業員は清潔感ある服装で業務にあたることとし、接客対応に優れた経験豊富な従業員を配置すること。また、事業者はこれを遂行するため、積極的に各種研修を行い、良質なサービスの提供に努めること。</p> <p>(5) 運営に関する権利は、他者へ譲渡及び転貸しないこと。</p> <p>(6) 運営に必要な各種許認可等は、事業者が取得すること。</p>

	<p>(7) 売店・飲食スペース等の使用する部分の周辺は清潔に保ち、当院の美観等を損なわないこと。</p> <p>(8) 商品、食材等の搬入については、当院の運営に影響のないように行うこと。</p> <p>(9) 利用者からの売店に対する問い合わせや苦情等については、迅速に誠意をもって対応すること。</p> <p>(10) 停電を伴う受電設備の点検、施設の修繕工事等で、当院から協力の依頼がある場合は、全面的に協力すること。</p> <p>(11) その他、運営等に関し疑義があれば、当院と協議すること。</p> <p>(12) 期間満了等による事業撤退の際には、次の事業者への引継ぎを遅滞なく行うこと。</p> <p>(13) 事業者の変更等により店内の改裝を行う際には、利用者の迷惑にならないよう、できる限り営業すること。特に売店については当院と協議のうえ、仮売場等により営業すること。</p> <p>(14) 地元業者及び地元食材の活用を積極的に推進すること。</p> <p>(15) 大規模災害時における物資の提供等、当院へのサポート体制の構築を図ること。</p> <p>(16) 利用者へのアンケートを定期的に行い、その意見をできるだけ運営に反映させること。</p> <p>(17) 従業員の健康管理を徹底し、必要に応じ予防接種等を行うこと。</p> <p>(18) 当院は敷地内全面禁煙としているため、売店も同様に禁煙とする。</p>
--	--

#### 4 参加資格

- (1) 本選考に参加することができる者は、法人又は個人、複数の事業者で構成される事業者連合体のいずれかとする。(事業者連合体で参加の場合、代表事業者を定めること。)
- また、事業者連合体の代表事業者及び構成事業者又は単独で応募する事業者は、ほかの連合体の代表事業者及び構成事業者として応募できない。
- (2) 参加者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- ア 尾道市に納付すべき市税の滞納がないこと、並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- イ 公告の日において、日本国内において当院と同等以上の病院又は公共施設での運営実施している実績を有する者であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者である場合にあっては、手続開始の決定がなされていること。
- オ 代表者又は自社の役員等が、尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第2号又は第3号に該当しないこと。
- カ 営業に当たって必要となる保健所等の営業許可等が受けられる見込みがあり、開店までに必要な許可等を受けることができること。

## 5 参加手続等

### (1) プロポーザルに係る書類等の配布

令和8年1月16日（金）から同年1月30日（金）までの間に、尾道市立市民病院ホームページからダウンロードすること。

（URL：<https://www.onomichi-hospital.jp/>）

### (2) 参加表明書等の提出

#### ア 受付期間

- （ア） 令和8年1月16日（金）から同年1月30日（金）午後5時まで。  
 （イ） 持参による受付は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

#### イ 提出方法

本要領第12項の事務局へ持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出するものとする。（受付期間内必着）

#### ウ 提出書類

様式等	提出部数、留意事項等
参加表明書（様式第1号）	1部

#### エ 添付書類

書類名	提出部数、留意事項等
財務諸表	1部 直近の決算に係る貸借対照表、損益計算書（損益計算書については、売店事業に係るものも併せて提出のこと。）
登記事項証明書	1部 写し可。3か月以内のもの 法務局が発行する履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
印鑑証明書	1部

	写し可。3か月以内のもの 法務局が発行する印鑑証明書
市税完納証明書（市内の事業者に限る。）	1部 写し可。3か月以内のもの
消費税及び地方消費税の納税証明書	1部 写し可。3か月以内のもの 管轄の税務署で交付される、納税証明書 「その3 未納税額のない証明用」（消費税及び地方消費税に係るもの）又は「その3の2」、「その3の3」でも可とする。
実績報告書（任意の様式）	1部 現在契約中の病院（各病院の病床数）又は公共施設、契約期間等を記載すること。

※事業者連合体で参加の場合、事業者連合体の協定書及び構成事業者すべての添付書類を提出すること。

※フランチャイズ方式による運営を行う場合、フランチャイズの契約書等、フランチャイザー及びフランチャイジーの添付書類を提出すること。

### (3) 参加資格審査と結果の通知

尾道市病院事業管理者は、参加表明者の参加資格を審査し、その結果「参加資格確認結果通知書」により通知する。

### (4) 現地調査

現地調査を希望する事業者は、令和8年1月30日（金）午後5時までに担当まで連絡すること。現地調査の日程は希望のあった事業者に個別に連絡する。

なお、感染症の流行状況及び業務の都合等により、現地調査を実施しない場合や、日程についても事業者の意向に沿えない場合があります。

### (5) 質問書の提出

参加表明書等又は提案書について質問がある場合は、質問書（様式第3号）を作成し、次のとおり提出すること。

#### ア 受付期間

(ア) 令和8年1月16日（金）から同年1月23日（金）午後5時まで。

(イ) 持参による受付は、土・日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとする。

#### イ 提出方法

本要領第12項の事務局へ持参、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法により提出するものとする。（受付期間内必着）

#### ウ 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、令和8年1月28日（水）までに随時、当院ホームページに掲載することとする。

## 6 提案書等の提出

### （1）提案書等の提出

#### ア 受付期間

- (ア) 令和8年1月16日（金）から同年2月12日（木）午後5時まで。
- (イ) 持参による受付は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

#### イ 提出方法

本要領第12項の事務局へ持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出するものとする。（受付期間内必着）

#### ウ 提出書類

様式等	提出部数、留意事項等
提案提出書（様式第2号）	1部
提案書（任意の様式）	10部 A4版で作成すること。

### （2）提案を求めるテーマ

企画提案書には、次に掲げるテーマについて記載すること。

#### テーマ1 『これまでの実績について』

- (ア) 日本国内の店舗数、平均来店者数などの事業情報
- (イ) 既存店舗写真、価格、客層、採算性などの店舗情報

#### テーマ2 『売店のコンセプトについて』

- (ア) 店舗イメージ（簡易なパースや、既存店舗の画像活用でも可。）、営業時間、接客方針、客席数、採算性の見込みなど
- (イ) 商品価格の設定案
- (ウ) 売店のレイアウト案（添付資料図面に手書きしたものでも可。）
- (エ) 従業員の教育体制

#### テーマ3 『月額使用料の提案額』

#### テーマ4 『その他の提案』

その他に独自にテーマを設定するものがあれば提案すること。

- （例）サービスの一環として、院内に限り予約や配達ができる  
店舗オリジナルのクーポンが発行できる 等

### （3）提案書作成の注意点

提案内容は売店と飲食スペースでの運営を基本としますが、厨房部分の使用についても提案に含めてもかまいません。なお、院内の廊下や駐車場等を使用する場合は「その他の提案」とし、運営事業者の決定後に協議のうえ使用の可否を決定します。

院内での入院支援セット販売等の売店運営以外の業務の付帯について提案する場合は「その他の提案」とすること。なお、提案内容の基本は売店運営で

あることに留意し、テーマ1～3において他業務の付帯を前提とした提案は行わないこと。

## 7 選考

- (1) 候補者の選考は、尾道市立市民病院売店運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。
- (2) 候補者の選考は、応募事業者より提出される企画提案書の内容を審査し、最優秀者1者及び優秀者1者を特定する。なお、必要に応じてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- (3) 日時・場所  
プレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合の日時及び場所等の詳細については、「選考会参加要請書」により通知する。
- (4) 結果通知  
審査の実施後、文書で通知するとともに、当院ホームページにて公表する。なお、結果及び経過等についての問い合わせ、異議申し立てに対しては一切応じない。
- (5) 審査項目  
審査項目は別表2のとおりとし、「ア 事業者の実績」、「イ コンセプト」及び「ウ 価格点」の点数を合算した合計点数の順位により、最上位の者を最優秀者として選定する。合計点数の同じものが2者以上あるときは、「イ コンセプト」の点数の高いものを上位として順位を決定し、更に点数が同じものが2者以上あるときは、くじにて順位を決定する。
- (6) その他  
参加者が1者であっても評価を行う。ただし、評価基準の配点の6割を最低基準として、審査委員会による評価の結果これに満たない場合には運営事業者を選定しない。

## 8 行政財産の使用許可に関する事項

### (1) 使用許可の相手方の特定

当院は、最優秀者として特定した者を行政財産の使用許可の相手先とともに、業務内容、店舗の設備等の詳細内容を協議し、運営開始までのスケジュール等の調整・協議を行うものとする。ただし、次のいずれかに該当し、許可できない場合は、優秀者を相手先として再度特定するものとする。  
ア 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなったとき。

イ 最優秀者が、特定後に本要領第9項に掲げる失格条項に該当して失格となったとき。

ウ 最優秀者が、企画提案した業務内容が運営開始もしくは当院の指定する期日までに確実に履行できないと当院が判断したとき。

エ 最優秀者が、著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと当院が判断したとき。

オ 最優秀者が辞退したとき。

(2) 仕様及び実施条件

使用許可物件の仕様等については、提案書に記載された内容を尊重し、当院と特定された事業者との協議の上で定める。

(3) 使用許可

行政財産の使用許可は、尾道市病院事業局行政財産使用規程（平成24年病院事業局管理規程第35号）によるものとする。

(4) 使用上の制限

使用許可に基づく権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止する。ただし、本公募の申請者がフランチャイザー（本部企業）となり、当院から使用許可を受けた後、自らの責任においてフランチャイジー（加盟店）に運営を行わせることは可能とする。

(5) 失格による使用許可の取り消し

使用許可後に、事業者が本要領第9項に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、使用許可の取り消しを行うものとする。

## 9 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

(1) 提出書類が、指定する様式によらないほか、次のいずれかに該当する場合

ア 受付期限並びに提出場所及び方法が指定と異なる場合

イ 記載上の留意事項に沿った書類の提出がなかった場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 許容された表現方法以外の表現が用いられている場合

オ 虚偽の記載をした場合。契約締結後に判明した場合においても同様とする。

(2) 委員会及び事務局関係者に、直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと委員会が認めた場合

## 10 その他

(1) 本件に係る費用負担

提案書等の作成、提出など、本プロポーザルの参加に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

(2) 書類提出に当たっての留意事項

ア 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、当院はこの責めを負わない。提出者にお

いては、特定記録郵便等の利用又はファクス若しくは電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じること。

イ 提出された参加表明書及び提案書は、提出期限までは自由に変更することができる。ただし、変更しようとする場合は、提出された書類を持ち帰り、改めて変更された書類を提出すること。

ウ 提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び提案書を変更することはできない。

(3) 使用言語及び通貨

提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(4) 提案書等の取扱い

ア 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

イ 提出された参加表明書及び提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用しない。ただし、当院は、本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提案書等の複製、記録及び保存を行う。

ウ 最優秀者に特定された提案書は、本プロポーザルにおける審査、評価及び特定結果についての説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開する。

(5) 追加資料

業務実績等の確認のため、追加資料の提出を求めることがある。

1 1 添付資料

- (1) 提出書類の様式（別添①）
- (2) 市民病院図面（配置図・平面図）（別添②）
- (3) 売店での販売を要望する医療材料等（別添③）

1 2 事務局（問合せ先）

尾道市立市民病院総務人事課総務係 担当：小川・藤原

〒722-8501 尾道市新高山三丁目1170番地177

電話 （0848）47-1155（代表）

FAX （0848）47-1004

電子メールアドレス byoin@city.onomichi.hiroshima.jp

別表1  
費用区分

項目	内容	当院	事業者
行政財産使用料		—	○
光熱水費	電気（当院が検針し、事業者に請求）	—	○
	ガス（当院が検針し、事業者に請求）	—	○
	水道（当院が検針し、事業者に請求）	—	○
	電話回線使用料（内線のみ）	○	—
店舗の備品等	運営に必要な設備のほか、当院が用意する配管及び配線以外の設備を含む。	—	○
店舗内の清掃費	害虫駆除等の費用も含む。	—	○
ごみ処分費	事業所ごみとして事業者が処理すること。 共用スペースに1か所以上の専用ごみ箱を設置すること。（設置場所は当院と協議）	—	○
食材料費		—	○
消耗品費		—	○
人件費	従業員の被服費、検診費等の費用を含む。	—	○
保険料等	店舗のセキュリティー経費及び商品等に係る火災保険料等。	—	○
各種許可等に係る申請手数料等		—	○
空調設備保守費	定期メンテナンスは、当院が実施する。 ただし、フィルター清掃及び交換は事業者が実施すること（予備フィルターは当院が支給する。）。	○	—

別表2

## 審査項目

審査項目		配点
ア 事業者の実績	日本国内での運営実績	30
	既設店舗の魅力度	30
イ コンセプト	出店の意気込み	30
	商品と設定価格	50
	サービス	50
	店舗イメージ、レイアウトプラン	50
	情報発信力	10
ウ 価格点	提案される月額使用料	50
合 計		300